

事業者の皆さまへ

神栖市契約管財課

平成30年4月1日より、入札事務の取扱いを次のとおりとしますので、ご留意下さい。

I 電子入札の本格実施

建設工事及び建設コンサルタント案件の一般競争入札において、紙入札（郵便入札）を原則廃止します。特例措置として以下の理由による場合のみ、紙入札を可能とします。

① 紙入札を可能とする場合

- ア) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得の申請又は準備中の場合。
- イ) 企業名、企業所在地、代表者の変更により、ICカードの再取得の申請又は準備中の場合。
- ウ) その他機器の故障等、やむを得ない事情がある場合。
- エ) 電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わない場合。

※ エ) の理由による紙入札は、平成30年度のみ適用としますので、電子入札の導入が済んでいない方は導入して下さい。

② 紙入札の手続き

紙入札を希望される方は、電子入札ができない理由に関わらず、入札公告に記載する入札参加受付期間内に、紙入札方式参加承諾願を契約管財課に提出して承諾を得てください。

また、入札参加受付を電子入札システムで行った後に、機器の不具合等で入札書の提出が出来ない場合においても同様に、入札書受付期間内に、紙入札方式参加承諾願を契約管財課に提出して承諾を得てください。

様式「紙入札方式参加承諾願」→<http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/5389.htm>

※承諾を得ていない入札は無効としますので、ご留意下さい。

II 入札公告に対する質問書送付先メールアドレスの変更

入札事務に関するメールアドレスが変更となります。

入札公告に対する質問等につきましては、下記のアドレスに送信して下さい。

nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp